

# 特別警報が発表された場合の対応について

教務部

愛知県西三河北西部（本校所在地）または住居地区\*に特別警報が発表された場合

※特別警報は、大雨、暴風などにより重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に発表されます。

## (1) 登校前

ア 午前7時現在、特別警報が発表されている場合は、登校しなくてよい。

イ 午前7時以降に特別警報が解除されても、当日は授業を行わないので、登校しなくてよい。

ウ 午前7時以前に特別警報が解除されていても、交通機関の不通、道路の冠水、河川の増水、橋や道路の損壊などで登校が危険な場合は、登校しなくてよい。その場合は、速やかに学校に連絡をすること。

## (2) 登下校中

ア 登下校中に特別警報が発表された場合は、ただちに最寄りの安全な場所（駅、学校、交流館、体育館等の施設）に避難する。

## (3) 登校後

ア 特別警報が発表された場合は、即座に授業を中止し、教室などの建物内に避難する。

イ 特別警報が解除されるまで、校内にて待機する。

ウ 保護者と連絡が取れ、かつ、保護者同伴で帰宅できる場合に限り下校してもよい。

エ 特別警報の解除後も、下校の安全が確保されるまで、校内にて待機する。

### \*住居地区の区分

- ・西三河北東部（豊田市のうち、旭、足助、稲武、下山地区）
- ・西三河北西部（上記以外の豊田市、みよし市）
- ・西三河南部（岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町）
- ・東三河南部（豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市）
- ・尾張東部（名古屋市、瀬戸市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町 他）